令和3年8月31日 招集

8月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和3年8月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月31日(火)午後2時00分から
- 2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール
- 3 出席農業委員 (16人)

| 1番 武田 要一郎 2番 小林 喜一郎 3番 間宮 - | _ |
|-----------------------------|---|
|-----------------------------|---|

4番 草野 伸一 5番 長谷川 浩成 7番 清水 和子

10番 堀内 多計司 11番 大島 伸吾 12番 阿部 マサ子

13番 笠原 和仁 14番 増井 勝 15番 小野塚 彦榮

16番 田邉 重夫 17番 槇田 士農夫 18番 吉田 浩

19番 田中 一男

4 欠席農業委員 (3人)

6番 広川 浩 8番 土田 正志 9番 棚邉 友衛

5 出席農地利用最適化推進委員 (12人)

2番 伊藤 勇 3番 大岩 稔 5番 鈴木 隆

6番 青柳 一 7番 大滝 幸子 11番 中野 文和

14番 本間 真由美 16番 赤川 勢一 17番 小林 克巳

18番 高橋 仁 23番 岡村 直樹 27番 長谷川 一利

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭 事務局次長 佐々木 徹 農地係長 宮川 一也 農政振興係長 佐藤 政道

- 7 議事日程
- (1) 開 会
- (2) 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事(農地部会所掌)

議案第32号 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第33号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加 議案第35号 中之口農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事(農政振興部会所掌)

議案第34号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

- (3) その他
- (4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間:午後2時00分

| 事務局長 | 定刻になりましたので、これより8月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。 | | | | |
|-----------|---|--|--|--|--|
| 会 長 | <間宮会長あいさつ> | | | | |
| 事務局長 | ありがとうございました。なお、本日、6番、広川浩委員、8番、土田正志会員、9番、棚邉友衛委員の委員が欠席となっておりますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。併せて、12名の農地利用最適化推進委員の皆さんが出席しておりますことを報告します。それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。 | | | | |
| 議長(会長) | それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。 | | | | |
| | (異議なし) | | | | |
| 議長(会長) | 皆さんから異議がありませんので、4番、草野伸一委員、19番、田中一男委員を指名します。 引き続いて、日程第2の議事に入ります。 最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。 | | | | |
| | <間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ> | | | | |
| 議長(農地部会長) | それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第32号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議 案第33号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、以上2件を一括 して、事務局より説明をお願いします。 | | | | |
| 事務局(農地係長) | 議案第32号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、説明します。 1号案件は、2ページ、議案第33号第3号案件との関連案件ですので、一緒に説明します。巻地区において、当初計画者は、申請地を住宅建築敷地とする計画で、平成4年に転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。この度、事業承継者で、現在、妻の実家で暮らしている転用事業者夫婦が、今後の生活のことを考え、申請地を買い受け、住宅を建築し、子供を含めた家族3名で移り住む計画を立てたものです。 以上の案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。調査委員会に付託されている案件です。 | | | | |

| | 続きまして、議案第33号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、説明します。 1号案件は、西川地区において、現在、家族3人で西区の共同住宅にお住いの転用事業者が、子供の成長や両親との今後の生活のことを考え、実家隣接にある申請地を父より贈与により譲り受け、個人住宅を建築し、移り住む計画です。2号案件は、中之口地区において、現在、実家で両親と同居をしている転用事業者が、子供も成長し、将来のことを考え、実家隣接にある申請地を父より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、移り住む計画です。以上の案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。調査委員会に付託されている案件です。以上で説明を終わります。 |
|-------------|---|
| 議長(農地部会長) | 事務局の説明が終わりました。引き続いて、調査委員会の結果について、調査 委員長より報告をお願いします。 |
| 5番(槇田士農夫委員) | それでは、去る26日、巻地区公民館小ホールで行われました 調査委員会における聴取案件について報告します。 出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし 槇田士農夫 が務めました。 聴取案件は、農地転用事業計画変更承認申請1件、農地法第5条許可申請3件でありました。 別添の調査委員長報告書をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。 |
| 議長(農地部会長) | 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。 |
| | (意見・質問なし) |
| 議長(農地部会長) | 皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第33号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、採 決します。提案のとおり申請を承認することに異議はありませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議長(農地部会長) | 皆さんから異議がありませんので、承認と決定します。 続きまして、議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、 採決します。提案のとおり許可することに異議はありませんか。 |
| | (異議なし) |
| | |

議長(農地部会長)

皆さんから異議がありませんので、提案のとおり許可と決定します。 続きまして、議案第35号、中之口農業振興地域整備計画の変更に係る意見決 定について、事務局より説明をお願いします。

事務局(農地係長)

議案第35号、中之口農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、 説明します。追加議案書をご覧いただくとともに、本日配布しました資料1、整 備計画の変更に係る意見に関する資料と併せてご覧ください。

この度、中之口農業振興地域整備計画の変更について、新潟市長より意見照会がありました。

その内容につきましては、この度、小吉工業団地に本社事業所を置く2法人より工場敷地の拡張を行いたいとの申し出があり、新潟市が農村地域への産業の導入の促進に関する法律の規定に基づき、旧中之口村地域の産業の導入に関する実施計画書の変更計画の策定を行なうのに引き続き、中之口農業振興地域整備計画の変更を実施することについて、意見を求められたものです。

変更申請地は、西蒲区上小吉 684番、地目、田、1,006 ㎡、外 3 4筆、計 3 5 筆 29,190 ㎡でます。

変更申請理由につきましては、旧中之口村地域にある小吉工業団地に平成17年及び平成21年にそれぞれ企業進出を行った事業計画者である2人が、製品の受注拡大に伴い生産工場施設の拡張が必要となったため、変更を行うものでございます。

当該申請地につきましては、資料1の付近図及び位置図のとおり、広がりがあり集団的に存在する農地で、一部には利用権の設定がされておりますが、工業団地の隣接地であり、この申請地が工業団地へ含まれると一団の農地を分断するというものにはならず、工業団地自体が整った形で形成されるものとなります。

以上の内容を基に去る8月26日には農地部会が開催され、意見照会における 審議が行なわれ、追加議案書にあります意見回答書に記載のとおり、「(1) 農地 の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進に標記計画変更が及 ぼす影響」に対しては、当該申請地の位置、環境状況を考慮すると、計画変更が なされても「集団化等構造政策の推進に標記計画変更が及ぼす影響は特に認めら れないが、変更申請地の一部に利用権の設定がなされており、農地転用許可申請 を行うまでに解約を行う必要がある。」と回答し、また、「(2) 標記計画の変更 による当該開発に係る農地転用許可見込みについて」に対しては、標記計画変更 がなされた場合、変更申請地については、農地転用の許可基準上の農地区分が農 用地区域内農地から第1種農地に変更となり、原則的には許可できない農地とは なりますが、農地法施行令第4条第2項に規定する「農村地域への産業導入の促 進等に関する法律第5条第1項に規定する実施計画に基づき産業導入地区内にお いて工場施設等を整備するために行われる農地転用であれば、不許可の例外規定 に該当することから、「小吉産業導入地区における工場敷地の拡張を開発目的と した農地転用許可見込みについては、標記農業振興地域整備計画の変更がなされ た際には許可が見込まれものである。」と回答する、という審議結果でありまし

| | たことを報告します。 ご承認いただければ、この内容で新潟市長に回答します。 以上で説明を終わります。 | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|
| 議長(農地部会長) | 事務局の説明が終わりました。 ただ今の説明についてご意見、ご質問はありませんか | | | | | |
| | (意見・質問なし) | | | | | |
| 議長(農地部会長) | 皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第35号、中之口農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について 採決します。 提案のとおりの意見とすることに異議はありませんか。 | | | | | |
| | (異議なし) | | | | | |
| 議長(農地部会長) | 皆さんから異議がありませんので、提案のとおりの意見とし、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3 第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上4件を一括して、事務 局より説明をお願いします。 | | | | | |
| 事務局 (農地係長) | 報告事項の説明をします。 最初に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。1号から12号は、これまで農地利用集積円滑化事業を活用して権利設定を行ってきた双方が、新たに中間管理法による権利設定に切り替えるため、合意解約を行うものです。13号は、賃貸人の都合による合意解約です。14号、15号は、賃貸人が農地の売買を行うための合意解約です。 続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて9件の届出があり、受理をしましたので報告します。なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はありませんでした。 続きまして、農地の転用事実に関する照会書について、報告します。1号については、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、非農地として回答しましたので報告します。 続きまして、農地法第5条、転用届出に関する受理について、報告します。1号は、岩室地区において、個人住宅建築敷地として届け出がありました。2号は、西川地区において、店舗建築敷地として届け出がありました。以上2件については、いずれも受理をしましたので報告します。 | | | | | |

| | 以上で報告事項の説明を終わります。 | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|
| 議長(農地部会長) | 事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にご質問はありませんか。 | | | | |
| | (質問なし) | | | | |
| 議長(農地部会長) | 皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。 以上で農地部会所掌の議事は終了しました。 議長を吉田農政振興部会長と交代します。 | | | | |
| | <増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ> | | | | |
| 議長(農政振興部 会長) | それでは農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。 議案第34号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を お願いします。 | | | | |
| 事務局(農政振興係長) | 議案第34号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明します。 表紙をめくっていただい、令和3年利用権促進事業地区別実績表の新規分です。 利用権設定の契約期間10年、巻地区のみで、2件、畑、3、318㎡です。詳細 については、1ページに記載のとおりです。 次に所有権移転です。同じく実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が 売買ですが、今月は、交換はありませんでした。売買は、巻地区のみで、2件、 田、9、862㎡です。詳細については、記載のとおりです。実績表の2ページ目は、 今ほどの合計表ですので、説明は省略します。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるも のです。 | | | | |
| 議長(農政振興部 会長) | 事務局の説明が終わりました。 ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。 | | | | |
| | (意見・質問なし) | | | | |
| 議長(農政振興部 会長) | 皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第34号、新潟市農用地利用集積計画の決定について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。 | | | | |
| | (異議なし) | | | | |
| 議長(農政振興部会長) | 皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認と決定とします。 なお、決定された計画は、令和3年9月14日に公告の予定です。 | | | | |

| | 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。 |
|---------|--|
| | <吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ> |
| 議長(会長) | 増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 以上で、議事として提案した案件は終了しました。 引き続いて、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします |
| 事務局(次長) | 8月の会務と9月の業務予定について報告します。本日配付の資料2をご覧ください。8月の会務報告はご覧のとおりです。8月19日に副市長との懇談等が予定されておりました市内6農業委員会連絡協議会は中止となり、10月に改めて開催されることとなりました。また、本日の議案にもありました中之口農業振興地域整備計画の変更についての農地部会が、8月26日に開催されました。次に9月の業務予定です。裏面をご覧ください。特に大きな予定はありません。9月の調査委員会は27日に開催する予定です。今回は第6調査委員会の委員の皆さんが担当となりますので、よろしくお願いします。9月の定例総会は30日に開催の予定です。時間は午後3時から、越後中央農協の巻支店2階大会議室で開催する予定です。開催時間及び会場がいつもと異なりますので、ご注意ください。定例総会終了後、事前にご案内したとおり、全委員研修会を開催する予定です。全委員研修会は、定例総会と同じ会場です。テーマは「人・農地プランについて」ということで、他都市の取り組み事例についてのビデオをご覧いただき、西蒲区産業観光課の担当者より、人・農地プランの西蒲区での取り組み状況についてお話しいただく予定です。 総いて、いくつかお知らせをいたします。 最初に、全国農業新聞の紙面解説パンフレットと名刺を入れるカードボケット付きマスクが新潟県農業会議から届きましたので、これも一部ずつ配付します。新聞の普及活動にご活用ください。次に、第23回全国農業担い手サミットin 茨城のオンライン開催について案内がありました。配付した文書をご覧ください。これは新型コロナウイルス感染予防として現地での開催を取りやめて、オンラインでの開催となったものです。参加を希望される方は、各自でHPにアクセスして申込をお願いします。 周知にご協力頂きたいとのことです。最後に、本日の議案と一緒に事前に送付しました、新潟市農業振興地域整備計画再編におけるアンケートについては、本日が締切となっておりますので、事務局まで提出をお願いします。なお、用紙を準備しておりますので、本日お持ちにならなかった方は、総会終了後にお書きいただいて提出してください。 |

| | 私からは以上です。 | | |
|--------|------------------------------|--|--|
| 議長(会長) | 事務局の説明が終わりました。何か質問等はありますか。 | | |
| | (なし) | | |
| 議長(会長) | 特になければ、以上をもちまして8月定例総会を終了します。 | | |

閉会時間:午後2時55分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間宮 一

署名委員 草野伸一

署名委員 田中一男